



申23号

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する申し入れ終了!

安全・健康・働きがいのある 保線職場を創り出そう!

会社と確認したポイント

- ・保線を一生の仕事にしたいと思えるように働きがいのある職場を目指す。
- ・メンテナンスを省力化できる設備に更新していく。
- ・モニタリング装置の本運用は、線区ごとに使えることを確認してからとする。
- ・閑散線区においても直轄による現地確認を行い、パートナー会社任せとしない。
- ・OJT等現場で技術者を育成していく体制を構築していく。

残されている課題

- ・設備改良に20年ほどかかり、計画的に実施されているか現場トレースが必要となる。
- ・モニタリング装置の導入時期は線区によって違い、予定線区全てで使用可能かは今後確認が必要。
- ・閑散線区の体制が縮小され、自分の担当エリアに対する愛着が薄れないように、現場をしっかりと把握するため「線路に会いに行く」機会を残す。
- ・各地方において、線区の特情を踏まえて、残すべき業務と必要な体制を明確にしていく。

本部は、4月9日と13日の二日間、申23号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に関する申し入れの団体交渉をおこない、全15項目について議論を終了しました。

会社から一定の認識を引き出すことができましたが、私達の要求を実現するには至りませんでした。また、今後地方交渉において、具体的な施策の実施箇所や要員体制について議論していく事となります。職場の組合員と連携して、働きがいを感じることでできる保線職場を創り上げていきたいと思います。

主な議論と確認内容

施策実施にあたって

- ・本施策の実施にあたっては、線区の特情を考慮し、十分な議論を重ねた上で実施する。
- ・各地方においては、議論に必要な諸元等の提示を含めて、「施策実施に関する確認メモ」を遵守する。
- ・一人ひとりの働きがいにつながる施策にしていく。

設備21施策で目指した設備の省力化

- ・下級線PCマクラギとパンドロール導入は、2030年から2040年の間に完了を目指す。
- ・弱小レール解消も含めて計画的に行っていく。

保守工事間合い確保と労働環境の整備

- ・2時間以上の間合いの確保に努めていく。
- ・ダイヤ改正の都度議論を重ねてきており、少しずつ改善していきたい。他社が絡む部分は本社や支社も積極的に議論していく。
- ・年末年始等の特認工事は完全に無くせない。それ以外の計画的な運休を含めた工事も計画していく。
- ・夜間作業の回数が多いと従業員の定着を阻害する要因となる。パートナー会社の負担軽減は、施工方法や機械化なども含めて検討していく。
- ・4週8休制度の直接導入には課題があるが、軌道工の定着を図るために、パートナー会社において月給制の導入や休暇制度などの待遇改善が行われている。

出向運用に関して

- ・今施策によってパートナー会社の業務量は増加するが、それを補うために出向するものではない。
- ・いわゆるキャリアパスは、従来通り行わない。
- ・労働条件に関する協約第206条に則り、出向は原則3年以内とする。

線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入に関して

- ・除草や道床整理など、軌道を本来あるべき状態に維持することが基本となる。そのために必要な体制は確保していく。
- ・モニタリング装置を含めたTRAMS（トラムス）は、保線の現業機関全社員が使えるようにする。
- ・モニタリング装置の専任担当者は配置しない。
- ・モニタリング装置のデータを基に、現物を見て状態確認するなどして判断力を養うこと大切である。

- ・モニタリング装置は道具であり、データがきちんと取れることが確認され、必要な地上設備の整備と、従事者への教育が完了した段階で本実施となる。使えない状態で本実施とはしない。また、導入後に不具合が生じたときは本社・支社含めて解決に取り組む。

閑散線区の保守業務の見直しに関して

- ・線路総合巡視についての認識は、導入当初と変わらない。今後のJRの巡視は列車による巡視が基本となる。
- ・現場の癖や特情を熟知することは保線職場に必要な事である。線区全体をイメージできるようにしていく。
- ・閑散線区において完全に線路内での作業が無くなる訳ではない。気がかりな箇所を徒歩で確認したり、異動者に対するエリアの教育などを徒歩で行う事もある。
- ・パートナー会社が徒歩で巡視し、判別が不可能な場合はJRが判断する。判断のために現地に行くことになる。
- ・災害や異常時の初動は基本的にパートナー会社が行うが、列車の運転保安に関わる最終判断はJRが行う。そのため現場で判断することは無くならない。
- ・情報収集に出たパートナー会社作業員は、運転に関する判断はしない。技術センター所長やエリアセンター長、指令に状況を報告し判断の内容を現地責任者に伝えることになる。
- ・境界作業に関しては従来どおりとなる。
- ・保守業務を移管したエリアで、施工通知に対する手戻りが発生しないようにしていく。JRとパートナー会社のどちらかが一方的に押しついたりすることのないようにしていく。
- ・新規採用者の配属箇所、保線技術センターが基本となる。

保線部門の技術支援体制の再整理に関して

- ・代表保線技術センターの教育担当グループ及び各保線技術センターの教育担当者は、技術・技能に精通した、最適な人を配置する。
- ・エルダー社員の本体勤務拡大は、業務運営・需給等を勘案して行う。経験を積んだエルダーの技術は引き続き活かしていく。
- ・現場で判断できる能力を持った技術者の育成のためには、OJTの必要性は高い。
- ・最適な答えを得るために現場で技術的判断を重ねていく。時に誤ってしまったとしても、フォローして現場で学べる体制を構築していく。